

特定小売供給約款以外の供給条件

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係わる電気料金等の特別措置)

令和元年 10 月 1 日実施

20190828 資第17号

認 可

令和元年9月30日

料金その他の供給条件の内容

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、平成23年3月11日、3月12日、3月15日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4月22日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6月30日、7月21日、8月3日、11月25日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、平成24年4月1日、4月16日、7月17日、8月10日、12月10日、平成25年3月22日、3月25日、4月1日、5月28日、8月8日、平成26年10月1日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、平成26年10月1日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、平成23年3月11日以降、避難指示等がなされた地域または地点において、避難されたお客さま(以下、「お客さま」という。)から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。ただし、第6項については、お客さまが、避難にともない当社供給区域内の他の需要場所において電気を使用する場合で、お客さまから申出があったときについても、適用するものとする。

- 1 お客さまの電気料金を、避難指示等を受け避難された期間、免除する。ただし、原則として、避難指示等が解除された日(以下、「避難指示等解除日」という。)の半年後までを限度とする。
- 2 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さま(以下、「被災されたお客さま」という。)で、被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 3 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 4 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が被災により復旧まで一時使用不能となったものについては、避難期間終了日からその半年後までの期間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。ただし、避難指示等解除日の半年後までを限度とする。
- 5 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

- 6 お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、料金および工事費の精算を免除する。

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（平成29年9月28日付け20170913資第1号認可。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

以 上